事例❸

調剤

屯服薬調剤料の取扱いについて

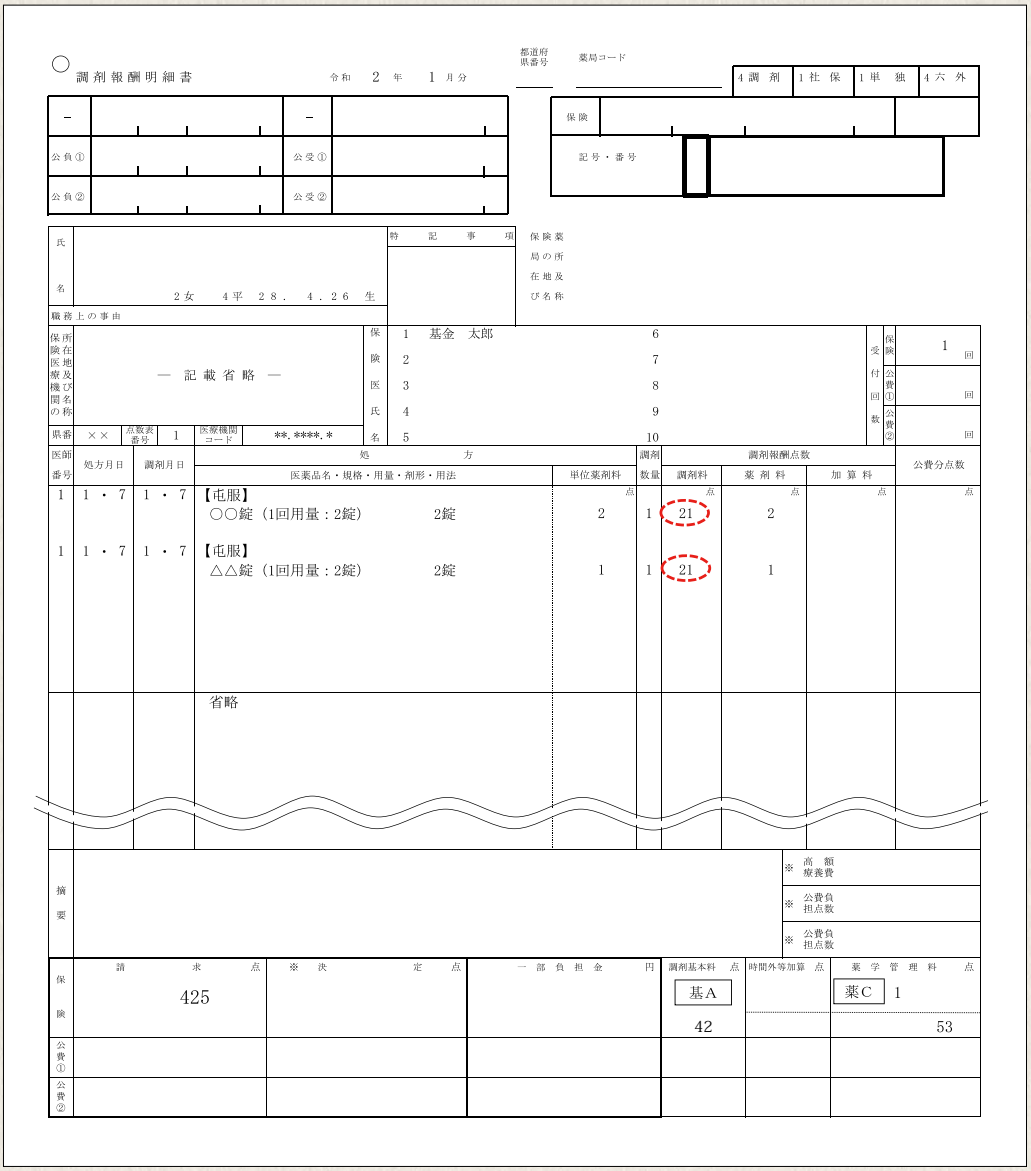

○ 調剤報酬明細書　令和 2 年 1 月分

都道府県番号　薬局コード

4 調剤　1 社保　1 単独　4 六外

保険　記号・番号

公負①　公受①　公負②　公受②

氏名　2女 4平 28. 4. 26 生

特記事項　保険薬局の所在地及び名称

職務上の事由

保険医療機関の所在地及び名称　— 記載省略 —

県番 ××　点数表番号 1　医療機関コード **,****,*

保険 1 基金 太郎　2　3　4　5　6　7　8　9　10

受付回数　保険 1 回　公費① 回　公費② 回

医師番号	処方月日	調剤月日	処方 医薬品名・規格・用量・剤形・用法	単位薬剤料	調剤数量	調剤報酬点数 調剤料	薬剤料	加算料	公費分点数
1	1・7	1・7	【屯服】 ○○錠（1回用量：2錠）　2錠	2	1	21	2		
1	1・7	1・7	【屯服】 △△錠（1回用量：2錠）　2錠	1	1	21	1		
			省略						

摘要　※高額療養費　※公費負担点数　※公費負担点数

	請求点	※決定点	一部負担金 円	調剤基本料 点	時間外等加算 点	薬学管理料 点
保険	425			基A 42		薬C 1 53
公費①						
公費②						

屯服薬調剤料については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」及び同日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように示されています。

【告示　平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

別表第三
調剤報酬点数表
第1節　調剤技術料
01　調剤料

2　屯服薬　21点
注　1回の処方箋受付において、屯服薬を調剤した場合は、剤数にかかわらず、所定点数を算定する。

【通知　平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添3
調剤報酬点数表に関する事項
＜調剤技術料＞
区分01　調剤料

(2)　屯服薬
屯服薬の調剤料は、調剤した剤数、回数にかかわらず、1回の処方箋受付につき所定点数を算定する。

本事例については、処方箋受付1回で屯服薬調剤料が2回算定されています。
屯服薬調剤料については、屯服薬の告示注に「1回の処方箋受付において、屯服薬を調剤した場合は、剤数にかかわらず、所定点数を算定する。」と示されていることから、1回の算定となりますので、ご留意ください。